

平成28年度 事業実績

1. 会務及び会議

(1) 理事会

下記のように理事会を開催し、議案が原案通り可決された。

○第12回理事会

日 時 平成28年5月27日
場 所 銀行倶楽部
議 題 第1号議案「平成27年度の計算書類等及び財産目録の承認の件」
第2号議案「第7回定時評議員会招集の件」
報告事項 代表理事・業務執行理事の職務の執行状況の報告
財産の運用の経過及び結果の報告

○第13回理事会

日 時 平成28年6月20日
場 所 銀行倶楽部
議 題 理事長(代表理事)及び常務理事(業務執行理事)選任の件

○第14回理事会

日 時 平成29年3月15日
場 所 如水会館
議 題 第1号議案「求償権償却の件」
第2号議案「代位弁済準備預金取崩しの件」
第3号議案「研究開発助成金拡充資金15百万円新規設定の件」
第4号議案「規程新設の件(研究開発助成金拡充資金取扱規程)」
第5号議案「平成29年度事業計画及び収支予算書等の承認の件」
報告事項 平成28年度事業実績見込みについて
助成金交付の報告
代表理事・業務執行理事の職務の執行状況の報告

(2) 評議員会

下記のように評議員会を開催し、議案が原案通り可決された。

○第7回評議員会

日 時 平成28年6月20日
場 所 銀行倶楽部
議 題 第1号議案「平成27年度の計算書類等及び財産目録の承認の件」
第2号議案「理事選任の件」
第3号議案「評議員選任の件」
報告事項 平成27年度事業報告
平成28年度事業計画及び収支予算書等の報告

(3) 審査委員会

当年度は、2回の審査委員会を開催し、11件の研究開発助成金交付先を選定した。

2. 助成金事業

(1) 助成金募集

本年度は、2回公募を行った。

第1回は、平成28年4月1日に募集を開始、5月31日に締め切り。事務局の予備審査を経て、平成28年8月25日に審査委員会を開催。4件を採択し、平成28年9月29日に贈呈式を実施した。

第2回は、平成28年9月1日に募集を開始、10月31日に締め切り。事務局の予備審査を経て、平成29年1月24日に審査委員会を開催。7件を採択し、平成29年2月20日に贈呈式を実施した。

		28年度実績	27年度実績
①	申込受付件数	162件	190件
		1回目/ 84件	1回目/ 70件
		2回目/ 78件	2回目/120件
②	採択件数	11件	10件
③	助成金額	33百万円	30百万円

(2) 本年度の特徴

- ①年2回募集。1件あたりの助成金額は上限3百万円。応募件数は昨年比28件減少。
- ②採択先11社の業種は、バイオテクノロジー6社、ソフトウェア1社、化学・新素材1社、医療・福祉1社、エレクトロニクス・電気1社、メカトロニクス機械1社。
- ③地域別では、北海道1社、東北1社、関東4社、東海2社、近畿3社。
- ④大学や産学官連携のプロジェクトが殆どで、バイオ・医療関連からの採択が多い。

(3) 研究開発助成金拡充資金新設

来年度以降の研究開発助成金拡充のために、代位弁済準備預金取崩資金等を原資とする研究開発助成金拡充資金を設けた。

3. 株式保有事業

申込受付件数0社、審査会付議件数0社。保有残高0。

4. 債務保証事業

(1) 新規保証

平成20年度より、新規受付を中断している。

(2) 代位弁済

		28年度実績	27年度実績
①	代位弁済社数	0社	0社
②	代位弁済金額	0円	0円

(3) 求償権回収

3件 1.3百万円の回収。27年度実績 4件 1.3百万円。

(4) 求償権償却

5社 44,024,130円 償却

(5) 債務保証完済と代位弁済準備預金取崩

前期末 1件 残高 15,494,400円であった債務保証が、平成28年12月に全額返済になり保証残高が「0」となりました。これに伴い代位弁済準備預金を全額取崩しました。

5. 交流会・懇談会

懇談会は、支援先企業が賛助会員への事業内容の説明の場として提供しており、賛助会企業による、財団支援先企業のバックアップを見込んでいる。

(1) 助成先・債務保証先・賛助会員交流会 (2回)

(2) 賛助会員懇談会 (4回)

6. 情報提供・経営相談等事業

・上記懇談会による賛助会員支援を含め、ホームドクター制度による取引先紹介、知名度向上援助などを実施した。

・新価値創造展出展

(独)中小企業基盤整備機構主催の商談会に財団及び助成企業の認知度向上を目的として出展した(平成28年10月31日～11月2日)

7. 賛助会員の現状

事業会社	10社
金融機関	7社
<hr/>	
計	17社

本事業報告の附属明細書について

平成28年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第123条第2項および「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」がないため、附属明細書は作成しておりません。